

勝浦市地域おこし協力隊員（移住・定住促進業務）募集要項

少子高齢化や人口減少による地域活力の低下などの課題に対して、地域外からの人材誘致により、地域活性化を図るため、地域おこし協力隊を募集します。これまで当市では、4名の地域おこし協力隊が活動を行い、うち2名は現在も活動を行っています。

今回は、下記に記載の空き家活用等に関する、地域おこし協力隊を1名募集します。

1. 募集人数

地域おこし協力隊員（移住・定住促進業務【空き家活用推進型】） 1名

2. 募集の目的

これまで行われた住宅・土地統計調査によると、市内住宅総数14,430戸に対し、約6,800戸が現在空き家状態であり、空き家率は47.1%でした（二次的住宅等含む）。この空き家率は、国や千葉県の状況と比べ3倍以上の水準となっています。また、人口や世帯数の減少と連動し、空き家が増加する傾向にあることも同調査でわかっています。

市では、空き家増加の問題に対し、空き家バンク制度の運営や制度周知等の対策を行ってきました。また、若者夫婦等が市内で新たに住居を購入、賃貸した場合に交付される「若者等定住促進奨励金制度」への空き家バンク制度の紐付けや、空き家バンク登録物件が賃貸で成約が決まった際に、所有者へ奨励金を交付する「空き家活用奨励金制度」の運用を行っているところです。

今回の募集は、現状の課題に対する運用に加えて、更なる市内空き家の活用を図っていくことで、移住・定住をより一層促進することを目的としています。

3. 主な活動内容

移住・定住促進に向けた、以下の空き家活用等に関すること

- ・ 移住相談の対応
- ・ 企画の立案・実施
- ・ 市内空き家に関する相談窓口業務
- ・ 市内空き家に係る現状調査（物件所有者及び購入又は賃貸希望者の意思確認など）
- ・ 購入又は賃貸希望者への現地案内
- ・ 市内空き家物件の掘り起こしや整理
- ・ 市空き家バンクの管理運営、機能向上、制度周知

上記は想定している活動内容の一例ですが、活動の詳細については、市と協議の上、決定します。また、活動にあたっては、市職員や現職地域おこし協力隊隊員、市内宅建業者等との相互協力のもと活動していただきます。

4. 募集条件

以下のすべての項目に該当する方を対象とします。

- (1) 年齢不問
- (2) 性別不問
- (3) 次のいずれかに該当する方
 - ア. 応募時に3大都市圏をはじめとする都市地域等に居住している方
 - イ. 他の地方自治体において、地域おこし協力隊員として、2年以上同一地域で活動した経験があり、その解嘱から1年以内の方
 - ウ. 他の地方自治体において、語学指導等を行う外国青年招致事業参加者として、2年以上活動した経験があり、活動終了から1年以内の方
 - エ. 海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方
- (4) 採用される前に既に勝浦市に定住・定着（既に住民票の異動が行われている方等）をしていない方で、隊員として採用された場合に勝浦市内に居住し住民票を異動することができる方（家族での居住も可能）
- (5) 地域の活性化に深い熱意と知識を有し、積極的に活動でき、本事業終了後も引き続き本市に定住する意志のある方
- (6) 普通自動車運転免許を有している方
- (7) パソコン（ワード、エクセルなど）の一般的な操作ができる方。
- (8) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当せず、心身ともに健康で誠実に職務ができる方。

6. 活動拠点

市と協議の上、決定します。

7. 活動地域

原則として勝浦市内となります。

8. 活動時間、活動日数

- (1) 活動時間は原則として7時間とします。
- (2) 活動日数は原則として月20日とします。

9. 委嘱期間

初年度は委嘱日から令和6年3月31日までとします。なお、次年度からは年度毎に委嘱することができ、最長で3年間とします。

※委嘱日については、令和5年10月2日を予定とします。ただし、最終決定は採用決定後に市と協議によるものとします。

10. 任用形態

勝浦市との業務委託契約を結び、その活動の対価として、委託料の支払いを受けるものとなります。勝浦市との雇用契約は存在しないため、所得税、住民税、国民健康保険税などの税金、介護保険料、年金保険料などは隊員が納めることとなります。

11. 委託料

委託料は月額233,000円とします。（1月間の活動日数が20日に満たない場合は、1日当たり11,650円の日割り計算により支給するものとします。）

12. 隊員の活動等に対する支援

市は、隊員が地域において効果的かつ円滑に活動が実施できるよう、以下に掲げる隊員の活動や生活を支援します。なお、市はその支援業務を、その業務の実施が可能と認められる団体等（支援団体）に委託することができます。

- (1) 隊員が行う活動に関する指導及び支援
- (2) 隊員が地域で生活するための住居の確保などの支援
- (3) 隊員が地域に定着するための支援
- (4) 隊員が行う活動の取組状況等に関する情報発信
- (5) その他

13. 活動経費等の負担

以下の活動等の経費については、予算の範囲内において、必要に応じて市または支援団体が負担します。なお、負担の可否は市及び支援団体と協議のうえ決定します。

- (1) 隊員の活動に要する通信運搬費等の経費
- (2) 隊員の活動に要する消耗品等の事務的経費
- (3) 隊員が活動に使用する自動車等の燃料費
- (4) 隊員が地域おこし協力隊に係る研修プログラムへ参加する場合の負担金及びそれに要する旅費
- (5) 隊員の地域おこし協力隊としての活動で受けた傷害に対応するための保険料
- (6) 隊員の活動内容や得られた成果等の情報発信に要する経費
- (7) 隊員が地域で生活するための住居確保に要する経費（住居における光熱水費、通信費は隊員が負担）

ア 賃貸物件の場合、隊員の住居の家賃は月額5万円を限度とし、超える場合は超過分を隊員が負担します。

イ 物件を購入した場合、住環境の整備を目的とした改修工事に要する費用に対して、予算の範囲内において支援します。詳細については、隊員の定住環境整備に要する経費についてのガイドラインに定めます。

14. 応募手続き

(1) 受付期間

令和5年7月3日（月）～7月27日（木）

※提出書類は締切日必着。

(2) 提出書類

- ・別紙「勝浦市地域おこし協力隊員（移住・定住促進業務）応募用紙」
- ・活動目標レポート
- ・履歴書
- ・住民票の写し（都市地域等に居住しているかを確認するため）

上記の書類を勝浦市役所 企画課 移住・定住支援班（勝浦市新官 1343 番地の1）に郵送又はご持参ください。

(3) 書類の配布方法

募集要項、応募用紙、活動目標レポート用紙については、勝浦市ホームページからダウンロード頂けます。また、勝浦市役所4階 企画課 移住・定住支援班 窓口での入手も可能です。

15. 審査方法

(1) 一次審査として書類審査を行い、二次審査として面接審査を行います。

(2) 結果のお知らせ

申込受付期間終了後、書類審査を行い、面接審査を行うか、不採用かの結果を通知します。面接審査終了後は、概ね1週間程度で採用か不採用かの結果を通知します。

なお、応募に係る経費はすべて応募者の負担となります。

16. 応募・問い合わせ先

勝浦市役所 企画課 移住・定住支援班

〒299-5292

千葉県勝浦市新官1343番地の1

TEL：0470-62-5095（直通）

FAX：0470-73-9066

Eメール：izyuu-k@city-katsuura.jp